

第1回兵庫県住宅再建共済制度のあり方検討会議事録

(委員)

民間保険であれば、その運営にかかる事務費は保険料に含めて、契約者に負担させるというのがあると思うが、フェニックス共済はそうはなっていないという理解でよいか。

(事務局)

本制度は県が条例を定め、兵庫県住宅再建共済基金に運営を委託している。そのため、運営にかかる事務費は県が委託費として1億3000万円程度を負担している。また、フェニックス共済の負担金収入は年間8億円程度となっている。

(委員)

負担金収入が8億円で、その運営にかかる事務費が1億3千万円というのは、事務経費を保険料で賄っている民間保険の割合と比較すると、どういった水準なのか。

(委員)

割合はすごく少ないと思う。民間保険であれば、給付対象の建物について詳しく調査する等のコストがかかるところ、フェニックス共済は給付にかかる事務を簡素化されているため、コストが抑えられており、割合としてはすごく少ないと思う。

(委員)

今からこの制度を作ろうとしてもなかなかできない。県が年間1億3000万円を負担しているということだが、例えば、半分は加入者が負担するといった制度の改善はできないか。

(事務局)

これまで事務的な経費は基本的に県が負担し、負担金収入のほとんどを給付金に充てる資産として積み立てていくという考え方だった。

(委員)

フェニックス共済は、民間保険と比較しても、少ない経費で運営されている公的な共済制度。加入者からの理解や感謝も得られている。災害のリスクがますます高くなっている状況でこの制度を廃止するという話にはならないと思う。

(委員)

加入率が低い(※令和7年3月末時点9.4%)という話もあるが、これは戸建てだけではなく、マンション等も含めた全ての戸数に対する加入率である。フェニックス共済を民間保険の1つとして見れば、他の民間保険商品も多くある中で約10%というのはかなり高いのではないかと思う。

(委員)

被災者生活再建という視点から、都道府県や市町村が独自施策として支援するケースがあるが、フェニックス共済の創設以降に、県においてそうした施策は行われているか。

(事務局)

国の被災者生活再建支援制度では、「1市町村で全壊10世帯以上」等の基準に該当した場合に適用されるが、同じ災害で国制度が適用されない市町の被災者に対して、いわゆる横出しで支援金を支給する場合がある。

(委員)

横出しとしての独自施策はあるとのことだが、上乘せ的な支給は行われていないということか。

(事務局)

ご認識のとおり。

(委員)

フェニックス共済は、純粋な保険の原理に基づいた100年単位の見込みで制度設計をしているが、地震というのは、基本的に保険制度に適さず破綻する可能性が高い。そのため、共済制度が想定している試算を超越するような事態が生じた場合、払える範囲でしか払わないというような意思決定もあり得る。ただし、制度に対する信頼が低下してしまうというリスクを負うことになる。その一方で、阪神・淡路大震災の経験を踏まえた制度であることを念頭に、たとえ制度が破綻しても県の意思として、払うものは払うという政治的な意思決定をすることも1つだと思う。

(委員)

本制度が出来て20年経ったが、他の都道府県には同様の制度はない。他の都道府県から見て、これはいい制度だとなれば、同様の制度が出来るのが自然な発想だろうと思う。同様の制度が1つもないというのは理由があると思うが、そういった調査は行われているか。

(事務局)

県としては国に対して、全国制度化を要望しているが、他府県で導入されない理由について調査は行っていない。

(委員)

同じ制度をやりたいという都道府県があれば、給付金の支払リスクを分散し、リスクシェアする制度設計もできる。

(委員)

関西広域連合や、全国レベルでやるという方法もあるかもしれない。兵庫県が全国で初めてやったことが、この 20 年で広がっていないのは少し残念に思う。

(委員)

南海トラフ地震が叫ばれる中、給付金の限度額設定がないこと等により、県民が借りに入るリスクを負うということはどう考えるかという点も含めて良い見直しのタイミングに来ているから、この検討会が設置されているのだと認識している。うまく見直しするか、もしくは、一旦、役割を終えたという判断もあると思う。他の都道府県に同様の制度がなく、県にのみこの制度があるのは、阪神・淡路大震災を経験したからであり、県がこの制度を持っていることは、県民として大切に誇りに思える。

(委員)

国が再保険を引き受けている家計地震保険制度（地震保険に関する法律に基づく地震保険）との対比で言えば、フェニックス共済は総支払限度額が設定されておらず、財務的に危ない制度設計となっている。また、想定した 100 年間の災害が 100 年かけて順々に起こっていけば何とかうまくいくが、一度に複数の大きな災害が起こると破綻する恐れがある。ただ、その際には、金融機関から借りに入るという制度設計となっており、この点は当初から予定されている。

(委員)

制度創設時から変わっている事情と、変わっていない事情がある。例えば、阪神・淡路大震災発生時は非常に低かった兵庫県の家計地震保険の加入率が、震災後にはどんどん高まり、現在では全国平均と同じぐらいになったこと、損害保険会社が家計地震保険の上乗せ部分の保険を開発したこと、他の共済が自然災害を広くカバーするような商品販売をしていることなど、事情が変化している。その一方で、自助と共助の考え方など、制度創設時の理念は今でも変わっていないのかもしれない。この 20 年間の情勢変化を踏まえた見直しを行うということであれば、制度創設時から変わった事情を整理したうえで、フェニックス共済の給付対象や給付内容の変更や、場合によっては廃止などの議論をすることになるかという気がする。

(委員)

フェニックス共済の加入者負担金は、制度創設時の過去 100 年間に発生した自然災害が今後 100 年間でも発生すると見込んで算出し、集めた負担金は 100 年間で全て給付することになっているため、安全率が考慮されていない。また、地震の再現率にすると 100 年間というのは短く、確率論で考えると、どこかで赤字となって破綻する瞬間が来るように見える。さらに、阪神・淡路の過去 100 年は地震災害でいうと平穏期で、風水害も昨今の温暖化により激甚化していること等も踏まえると、負担金の水準を見直すという可能性もあるのか。

(事務局)

当時の計算が現在も適切であるかという点も含め、再度検討の余地もあるのではないかと考えている。

(委員)

私はフェニックス共済を知った時に加入したいと思った。それと同時に県の財政は持つのかということも考えた。南海トラフの時に今の仕組みのままで維持するというのは確かに難しい。南海トラフの時には、今ある積立金の全てを給付したら打ち切りにすることも一つかと思う。制度を知った時に兵庫県は良いものを作ったなと感じた。それは県民に共通する思いではないかと思うので、この制度は持続可能な形で存続させて欲しい。